

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定により、山梨県防災新館整備等事業に関する実施方針について公表する。

平成21年6月17日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県防災新館整備等事業

実施方針

平成21年6月17日

山梨県

目次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 実施方針に関する事項	7
3 特定事業の選定方法等に関する事項	9
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
1 民間事業者の募集及び選定方法	9
2 応募者の備えるべき参加資格要件	10
3 審査及び選定に関する事項	17
4 提出書類の取り扱い	20
第3 事業者等の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	20
1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	20
2 提供されるサービス水準	21
3 事業者の責任の履行に関する事項	21
4 山梨県による事業の実施状況のモニタリング	21
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	23
1 防災新館の立地に関する事項	23
2 土地に関する事項	23
3 防災新館に関する事項	23
第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	26
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	26
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	26
2 事業の継続が困難となった場合の措置	26
3 融資機関又は融資団と山梨県との協議	27
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	27
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	27
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	28
3 その他の措置及び支援に関する事項	28
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	28
1 情報公開及び情報提供	28
2 応募に伴う費用分担	28
3 本事業において使用する言語	28
4 本事業に関する山梨県の担当部署	28
5 本事業に関するアドバイザー企業	29

添付資料 1 リスク分担表（案）

別添資料 1 業務分担表（案）

別添資料 2 要求水準書（案）

様式 1 実施方針等に関する質問書

様式 2 実施方針等に関する意見書

第1 特定事業の選定に関する事項

山梨県は、山梨県防災新館整備等事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この実施方針は、本事業について、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号。以下「基本方針」という。）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成13年1月22日）等に則り、必要となる事項を定めるものである。

1 事業内容に関する事項

（1）事業名称

山梨県防災新館整備等事業

（2）事業に供される公共施設の種類

山梨県庁舎防災新館

（3）公共施設の管理者の名称

山梨県知事 横内正明

（4）事業の目的

山梨県は、東海地震によって震度6以上が予想される地域として「地震防災対策強化地域」に指定され対策強化が求められている。国の調査によれば、甲府市は今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が約82%と静岡市に次いで全国二番目に高い現状にある。

山梨県庁舎は、全国で唯一、地震防災対策強化地域内にありながら耐震化がなされていない庁舎であり、既存庁舎の多くは耐震基準（I s値）を大きく下回っている。

このため、想定される東海地震等の災害発生時に、県庁舎が被災者の救助、復旧活動のセンター機能としての役割を發揮できない可能性が高い。

本事業は、大規模災害発生時の災害対策本部機能、警察本部機能の強化等を図るため、防災新館（以下「本施設」という。）の設計・建設等を行うものである。

また、甲府駅と甲府市中心街との間に位置する本施設の整備にあたっては、にぎわいの創出に十分な配慮が求められることから、1階部分については活気やにぎわいを創出する場として整備することを目的とするものである。

(5) 事業の概要

本事業は、本施設の整備及び維持管理・運営を行うものである。

耐震基準を満たしていない県民会館、県民情報プラザ、第二南別館、東別館等を防災新館として集約建替することとし、防災新館には、災害発生時に中心的な役割を果たす消防、警察等の防災関連部局、子供の安全を担う教育委員会を集中配置する。また、県庁舎敷地のオープン化や周辺地域との連携に配慮しながら、防災新館1階を地場産品や観光資源等のやまなしブランドを広く情報発信していく場として、県民利用・商業施設（ジュエリーミュージアム、総合観光物産案内センター、県産品PR・販売施設（まるごとやまなし館）、オープンカフェ、イベント広場（オープンスクエア）の各施設で構成される。詳細については、第43(3)で示す。）を整備する。

さらに、来庁者用の駐車スペースを確保するとともに、県庁舎敷地内の交通動線を整理し利用者の安全確保等を図っていく必要があることから、地下駐車場を整備する。

(6) 特定事業の業務内容について

PFI法第7条第1項の規定により特定事業を実施する者として選定された民間事業者（以下「事業者」という。）が行う主な業務は、次のとおりである（詳細については別添資料1の業務分担表（案）を参照のこと）。具体的な事項については、入札説明書等において提示する。

ア 防災新館の設計・建設業務

事業者は、本施設の設計・建設業務及び工事監理、その他これらを実施するうえで必要とされる各種手続等を行い、施設整備後、県に引き渡すものとする。

- (ア) 事前調査（周辺家屋調査、電波障害調査等）
- (イ) 設計（基本設計・実施設計）
- (ウ) 必要な許認可及び建築確認の手続（施設整備に必要な関係機関等との協議及び申請等の手続）
- (エ) 第二南別館地下部の解体撤去工事
- (オ) 県民情報プラザ地下部の解体撤去工事
- (カ) 建設工事（駐車場、外構工事を含む）
- (キ) 工事監理
- (ク) 化学物質の室内濃度測定
- (ケ) 事後調査（周辺家屋調査等）
- (コ) 事後対策（周辺家屋補償、電波障害対策工事等）
- (サ) 本施設の引渡し及び所有権の移転

- (シ)近隣対策
- (ス)その他上記業務を実施するうえで必要な関連業務

イ 維持管理業務

事業者は、次の項目について維持管理業務を行うものとする。

- (ア)建築物保守管理業務
- (イ)建築物設備保守管理業務
- (ウ)建築設備運転監視業務
- (エ)施設清掃業務
- (オ)環境衛生管理業務
- (カ)外構施設保守管理業務
- (キ)植栽管理業務

ウ 運営業務

事業者は、本施設において以下の運営業務を行うものとする。

- (ア)警備業務
- (イ)駐車場運営業務
- (ウ)駐車場料金徴収業務
- (エ)県民利用・商業施設のイベント広場（オープンスクエア）の運営業務

(7) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき実施するものとし、事業者が第二南別館地下部、県民情報プラザ地下部を解体し、本施設を整備した後、県に所有権を移転し、事業期間中において維持管理・運営業務を実施するいわゆるBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

(8) 事業者等の収入及び負担

ア 事業者の収入

(ア)施設整備費

山梨県は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、施設の設計・建設に係る費用については、事業開始以降、施設の引渡し後14年6箇月の間、事業契約書に定める額を割賦方式により事業者を支払う。なお、山梨県は、施設整備費のうち一部（施設整備費から国庫補助額を除いた額の50%程度及び国庫補助額）を所有権移転後に事

業者に一括して支払うものとする。また、所有権移転前であっても国庫補助金の受け入れ状況により一部を支払う場合がある。

(イ)維持管理運営費

施設の維持管理・運営に係る費用については、サービス購入型とし、事業契約書の規定に従い物価変動等を勘案して定める額を施設の引渡し後14年6箇月の間、事業者を支払う。支払い方法については入札説明書及び事業契約書（案）にて提示する。

県民利用・商業施設のイベント広場利用により利用者から支払われる利用料金については山梨県の収入とし、事業者はその収納を代行し、山梨県に納付するものとする。

また、事業者は県民利用・商業施設の県産品PR・販売施設（まるごとやまなし館）、オープンカフェについて、当該施設の運営を自らの事業として独立採算で行う。

イ 事業者の負担

(ア)事業者は、本施設の設計・建設業務に要する費用を県への所有権移転時点まで負担する。

(イ)事業者は県民利用・商業施設の県産品PR・販売施設（まるごとやまなし館）、オープンカフェについて、当該施設の運営を自らの事業として独立採算で行う。

(9)事業期間

本事業の事業期間は、平成22年10月から平成40年3月までの17年6箇月（設計・建設3年間、維持管理・運営14年6箇月間）とする。

(10)本事業の実施に関する協定等

山梨県は、PFI法に定める手続に従い本事業を実施するため、次のア、イに掲げる協定等を締結する。

ア 基本協定の締結

山梨県と事業者は、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、基本協定書（案）については、入札公告時に示す。

イ 事業契約の締結

山梨県は、基本協定の定めるところにより、事業者が設立した本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項

を定める事業契約（事業契約書、要求水準書及び事業者が自ら提案した事業計画をその内容として含む。）を締結し、SPCは、当該事業契約に基づいて本事業を実施する。なお、事業契約書（案）については、入札公告時に示す。

（11）事業実施スケジュール（予定）

時 期	内 容
平成22年10月	事業着手
平成25年 8月	施設の所有権移転
平成25年 8月	施設の維持管理開始
平成25年10月	施設供用開始
平成40年 3月	事業終了

（12）遵守すべき法令等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法令及び条例等は、次に示すとおりである。これらのほか、本事業に関連する法令等を遵守すること。

ア 法令

- (ア) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- (イ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (ウ) 建築士法（昭和25年法律第202号）
- (エ) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (オ) 水道法（昭和32年法律第177号）
- (カ) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (キ) ガス事業法（昭和29年法律第51号）
- (ク) 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- (ケ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- (コ) 官公庁施設の建設等に関する法律（平成12年法律第38号）
- (サ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (シ) 警備業法（昭和58年総理府令第1号）
- (ス) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- (セ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- (ソ) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (タ) 駐車場法（昭和32年法律第106号）

- (フ)振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (ツ)水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (テ)土壤汚染対策法（昭和14年法律第53号）
- (ト)騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (ナ)大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (ニ)悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (ヌ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (ネ)道路法（昭和27年法律第180号）
- (ノ)道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (ハ)文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- (ヒ)労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (フ)建設業法（昭和24年法律第100号）

イ 条例等

- (ア)山梨県障害者幸住条例（平成5年条例第30号）
- (イ)山梨県風致地区条例（昭和45年条例第26号）
- (ウ)山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和50年条例第12号）
- (エ)山梨県景観条例（平成2年条例第41号）
- (オ)山梨県環境緑化条例（昭和49年条例第31号）
- (カ)山梨県文化財保護条例（昭和31年条例第29号）
- (キ)山梨県屋外広告物条例（平成3年条例第35号）
- (ク)山梨県地球温暖化対策条例（平成20年条例第49号）
- (ケ)山梨県財務規則（昭和39年規則第11号）
- (コ)甲府市建築基準法施行条例（昭和54年条例第37号）

ウ 適用基準等

- (ア)官庁施設の基本的性能基準（国土交通省監修）
- (イ)官庁施設の環境保全性に関する基準（グリーン庁舎基準）（国土交通省監修）
- (ウ)官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省監修）
- (エ)建築工事共通仕様書及び標準詳細図
- (オ)建築工事共通仕様書及び標準詳細図（国土交通省監修）
- (カ)電気設備工事共通仕様書及び同標準図（国土交通省監修）
- (キ)機械設備工事共通仕様書及び同標準図（国土交通省監修）
- (ク)建築設備設計基準・同要領（国土交通省監修）
- (ケ)建築設備耐震設計・施行指針（国土交通省監修）
- (コ)昇降機耐震設計・施行指針（財団法人日本建築センター編集）

- (サ)山梨県土木工事共通仕様書
- (シ)やまなしユニバーサルデザイン基本指針
- (ス)公共建築のユニバーサルデザインに関する指針(山梨県)

2 実施方針に関する事項

(1) 実施方針に関する説明会の開催

本実施方針に関する説明会の開催日時及び場所は、次に示すとおりである。参加については、事前の申し込みは不要であるが、参加企業等1社につき3名までとする。
なお、当日は本実施方針の配布は予定していないため、各自持参すること。

ア 開催日時

平成21年6月23日(火)午後1時30分から(午後1時から受付開始)

イ 開催場所

山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館507会議室
駐車場の数に限りがあるため、参加にあたっては公共交通機関を利用すること。

(2) 実施方針等に関する質問・意見の受付

本実施方針等に関する質問及び意見の受付を次の要領で行う。

ア 受付期間

平成21年6月22日(月)~7月3日(金)午後5時必着

イ 受付方法

質問及び意見を簡潔にまとめ、「実施方針等に関する質問書(様式1)」「実施方針等に関する意見書(様式2)」に記入の上、電子メールでのファイル添付又は質問書、意見書を記録したフロッピーディスクを郵送(印刷した質問書、意見書も添付)することにより、次の提出先に提出すること。なお、電話での受付は行わない。

また、電子メールで提出する場合は、件名を「実施方針等に関する質問・意見」とすることとし、電子メール送信後、土曜・日曜を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認の返信がない場合は、速やかに次の問い合わせ先まで連絡すること。

質問・意見書のファイル形式	Microsoft Excel
提出先及び 電子メール到着確認に関する 問い合わせ先	山梨県総務部管財課 (TEL) 055-223-1326
提出先メールアドレス	kanzai@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 実施方針等に関する質問に対する回答・公表

本実施方針等に関する質問に対する回答・公表を次の要領で行う。これらの質問については、必要に応じて入札説明書等に反映する。

ア 公表日（予定）

平成21年7月31日（金）

イ 公表方法

提出者の特殊な技術やノウハウ等に関し、提出者の権利、競争性の地位、その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、山梨県総務部管財課のホームページへの掲載によって行うほか、第8第4項に記載する担当部署において回答書を配布するものとする。なお、提出者の特殊な技術やノウハウ等に係わるため公表を望まない質問には、個別の回答は行わない。

また、企業名等は公表しないものとする。

ホームページアドレス： http://www.pref.yamanashi.jp/kanzai/index.html

なお、山梨県は、質問に対して個別に回答は行わないが、提出のあった質問のうち、山梨県が必要と判断した場合には、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

(4) 実施方針の変更

本実施方針の公表後において、民間事業者からの意見等を踏まえて、特定事業の選定までに実施方針の変更を行うことがある。

その場合には、実施方針の公表と同じ方法で速やかに公表する。

3 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 選定方法

山梨県は、自らが本施設の設計、建設、維持管理及び運営を実施した場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「P S C」という。）と本実施方針に示した内容に基づいて本施設の設計、建設、維持管理及び運営の実施を事業者に委ねた場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「P F I 事業の L C C」という。）を比較し、P F I 事業の L C C が P S C を下回ると認めた場合に、P F I 法第6条に基づき特定事業を選定する。

(2) 評価方法

山梨県は、P F I 法、基本方針及び「V F M (Value For Money) に関するガイドライン」（平成13年7月27日）等に基づき評価することとし、山梨県自らが本施設の設計、建設、維持管理及び運営を実施した場合と事業者にこれらの実施を委ねた場合において、達成される成果の水準を同一として公的財政負担の縮減が期待できる場合にV F Mがあるものと評価する。

(3) 選定結果の公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価内容と併せ、山梨県総務部管財課のホームページへの掲載等により、速やかに公表する。

なお、特定事業としての選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定方法

山梨県は、民間事業者から本事業に関する提案を広く募集する。応募者は、本事業に関する参加表明書、資格確認申請書、事業提案書を提出するものとし、提出の時期、提出方法、必要な書類の詳細等については、入札説明書等により提示するものとする。

民間事業者の募集及び選定の方法は、透明性の確保と公正な競争の促進に配慮したうえで、総合評価一般競争入札を採用し、最も優れた提案を行った者を落札者として選定する。

本事業は、本施設の設計、建設、維持管理及び運営の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価し選定する必要があることから、最優秀提案の選定にあたっては、本事業に係る対価及び計画内容を総合的に評価することとする。

また、本事業はW T O 政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定。以下「W T O」という。）の対象事業であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務

の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)が適用される。

なお、民間事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、いずれの民間事業者によっても公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業を選定事業として実施することが適当でない判断した場合は、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとし、その旨を速やかに公表する。

2 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の備えるべき参加資格要件については次のとおりである。なお、詳細については、入札説明書等において提示する。

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、本事業を実施することを予定する単独企業(以下「応募企業」という。)、又は複数の企業より構成される企業グループ(以下「応募グループ」という。)とする。応募グループとする場合は、応募手続を代表して行う代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。
- イ 落札者となった応募者は、契約締結時までにSPCを設立するものとし、応募グループの場合、代表企業及び構成企業(以下「構成員」という。)は、SPCへの出資を行い、また、SPCから直接業務を受託し又は請け負うものとする。さらに、応募者の構成員以外の者で、SPCから直接業務を受託し、又は請け負うことを予定するもの(以下「協力企業」という。)についても、参加表明書において協力企業として明記するものとする。
- ウ 応募にあたり、応募者の構成員及び協力企業それぞれが、第1-1(6)に掲げる業務のうち、いずれを実施するか明らかにすること。応募者の構成員及び協力企業のうち、第2-2(2)アからオまでの要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとする。ただし、工事監理業務を行う企業(以下「工事監理企業」という。)は本施設の建設業務を行う企業(以下「建設企業」という。)を兼ねることはできないものとし、資本関係若しくは人的関係において次に掲げる(ア)、(イ)のいずれかに該当する者でないこととする。
 - (ア)親会社(会社法(平成17年法第86号)第2条第4号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による親会社をいう。以下、同じ。)と子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下、同じ。)の関係にある場合。

(イ)代表権を有する役員が、建設企業の代表権を有する役員を兼ねている場合。

エ 落札者となった応募者が本事業を実施するにあたって設立するSPCは、次に掲げる(ア)から(ウ)の要件も満たすものとする。

(ア)落札者となった応募者のうち代表企業及び建設企業は、必ず当該SPCに出資するものとする。

(イ)代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

(ウ)構成員である出資者は、本事業が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、譲渡、担保権等の設定、その他の一切の処分を行ってはならない。ただし、山梨県の事前の書面による承諾がある場合には、この限りでない。

オ 参加表明書及び資格確認申請書（以下「資格確認申請書等」という。）の受付日以後においては、原則として応募者の構成員及び協力企業の変更及び追加は認めないものとする。ただし、山梨県がやむを得ないと認めた場合は、山梨県の承認を条件として応募者の構成員及び協力企業は、応募資格の確認を受けたうえで事業提案書の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

なお、事業提案書の提出以後の応募者及び協力企業の変更は認めないものとする。

カ 応募者の構成員及び協力企業は、他の提案を行う応募者の構成員又は協力企業になることはできないものとする。

キ 応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者は、他の応募者を構成する企業になることはできないものとする。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。

ク 上記キにおいて、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者をいう。

(ア)資本関係

次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、aについて子会社又はbについて子会社の一方が、会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合は除く。

a 親会社と子会社の関係にある場合。

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(イ)人的関係

次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、aについては会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(ウ)その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2)応募者の業種別の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、事業を適切に実施できる能力(技術・知識・実績・資金・信用等)を備える者であり、資格確認基準日において、それぞれ次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

資格確認基準日は、入札説明書において提示する。

ア 設計企業

本施設の設計業務を行う企業(以下「設計企業」という。)は、次の(ア)から(ウ)の要件を満たしていること。複数の設計企業で業務を分担する場合は、主たる者は次の(ア)から(ウ)の要件を満たし、その他の者は(ア)及び(イ)の要件を満たしていること。

(ア)建築士法第23条第1項及び第3項の規定による一級建築士事務所として登録されていること。

(イ)平成21年度における設計業務の特定調達業務契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(平成21年度中に山梨県が告示する予定)に基づく一般競争入札参加資格を有していること。

(ウ)平成9年4月1日以降、資格確認基準日までの間に完工し引渡し済の延べ面積10,000㎡以上の庁舎、事務所又は類似施設の基本設計及び実施設計(新築又は増築とし、増築にあっては、増築部分の床面積が10,000㎡以上とする。)の実績を有していること。なお、類似施設とは、教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積(これに付随する共用部分の床面積を含む。)並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積(これに付随する共用部分の床面積を含む。)の合計が当該施設の延べ面積の過半を占める施設又は教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積(これに付随する共用部分の床面積を含む。)並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積(これに付随する共用部分の床面積を含む。)の合計が10,000㎡以上の施設を指すものとする。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の者に限る。

イ 建設企業

建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事（以下「建設工事」という。）の種類のうち建築一式工事を担当する建設企業（複数の建設企業が共同で建築一式工事を行う場合は、そのうちの1者）にあつては、次の(ア)、(イ)、(ウ)、(オ)及び(カ)の要件を満たすこととし、建設工事の種類のうち電気工事及び管工事に携わる建設企業にあつては、それぞれの工事ごとに少なくとも1者は、(ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たしていること。また、建設企業のうち、その他の構成員及び協力企業は、(ア)、(イ)及び(イ)の要件を満たしていること。

(ア)建設工事の種類のうち、本事業において担当する工事の種類について、建設業法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(イ)平成21年度における建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成21年度中に山梨県が告示する予定）に基づく一般競争入札参加資格を有していること。

(ウ)平成21年3月1日の直前に終了する事業年度を対象とした建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評価値が、次の点数以上であること。

・ 建築一式工事	1,200点
・ 電気工事	1,100点
・ 管工事	1,100点

(イ)平成21年3月1日の直前に終了する事業年度を対象とした建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評価値が、次の点数以上であること。

・ 建築一式工事	850点
・ 電気工事	800点
・ 管工事	740点

(オ)平成9年4月1日以降、資格確認基準日までの間に完工し引渡し済のもので、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされた延べ面積10,000㎡以上の庁舎、事務所又は類似施設の工事（新築又は増築とし、増築にあつては、増築部分の床面積が10,000㎡以上とする。）の施工実績を有していること。

なお、類似施設とは、教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）の合計が当該施設の延べ面積の過半を占める施設又は教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）の合計が10,000㎡以上の施設を指すものとする。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の者に限る。

(カ)次のaからdに掲げる基準を満たす建設業法第26条第2項の規定による監理技術者を

専任で配置できること。

- a 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第15条第2号八の規定による認定を受けた者であること。
- b 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（平成16年2月29日以前に交付を受けた者は監理技術者資格者証、平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者は監理技術者資格者証及び指定講習受講終了証）を保有する者であること。
- c 平成9年4月1日以降、資格確認基準日までの間に完工し引渡し済の延べ面積10,000㎡以上の庁舎、事務所又は類似施設の工事（新築又は増築とし、増築にあっては、増築部分の床面積が10,000㎡以上とする。）の従事経験を有していること。なお、類似施設とは、教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）の合計が当該施設の延べ面積の過半を占める施設又は教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これらに付随する共用部分の床面積を含む。）並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）の合計が10,000㎡以上の施設を指すものとする。
- d 建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（資格確認申請書等の受付日以前に3箇月以上の期間、継続した雇用関係があること。）があること。

ウ 工事監理企業

工事監理企業は、次の(ア)から(ウ)までの要件を満たしていること。複数の工事監理企業で業務を分担する場合は、主たる者は次の(ア)から(ウ)の要件を満たし、その他の者は、(ア)及び(イ)の要件を満たしていること。

- (ア)建築士法第23条第1項及び第3項の規定による一級建築士事務所として登録されていること。
- (イ)平成21年度における工事監理業務の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（平成21年度中に山梨県が告示する予定）に基づく一般競争入札参加資格を有していること。
- (ウ)平成9年4月1日以降、資格確認基準日までの間に完工し引渡し済の延べ面積10,000㎡以上の庁舎、事務所又は類似施設の工事監理（新築又は増築とし、増築にあっては、増築部分の床面積が10,000㎡以上とする。）の実績を有していること。

なお、類似施設とは、教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）の合計が当該

施設の延べ面積の過半を占める施設又は教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）の合計が10,000㎡以上の施設を指すものとする。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の者に限る。

エ 維持管理企業

本施設の維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）は、次の(ア) (イ)の要件を満たすこと。複数の維持管理企業で業務を分担する場合、すべての維持管理企業が、次の(ア) (イ)の要件を満たしていること。また、施設清掃業務について、主たる維持管理企業は、(ウ)の要件も満たしていること。

(ア)維持管理業務を行うにあたって、必要な資格（許可、登録、認定等）を有していること。

(イ)平成21・22年度山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(ウ)平成9年4月1日以降、延べ面積10,000㎡以上の施設で、1年以上の維持管理実績を有すること。

オ 運営企業

本施設の運営業務を行う企業（以下「運営企業」という。）は、次の要件を満たすこと。複数の運営企業で業務を分担する場合、すべての運営企業が次の要件を満たしていること。

(ア)運営業務を行うにあたって、必要な資格（許可、登録、認定等）を有していることとし、警備を実施する企業は、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に基づく認定を有すること。

(イ)警備を実施する企業は、平成21・22年度山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(3) 応募者の構成員及び協力企業の共通の資格要件

次に掲げる項目に該当する者は、応募者の構成員及び協力企業になれないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当する者。

イ 建設業法第28条第3項又は5項の規定による営業停止命令を受けている者。

ウ 建築士法第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。

エ 山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（昭和60年施行）の規定による指名停止措置を受けている者。

- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- カ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項による和議開始の申立てをしている者。
- キ 民事再生法第21条の第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ク 会社法の施行に伴う改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ケ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条若しくは第133条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者。
- コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団又は暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずるもの。
- サ 直近1事業年度の法人税、消費税及び県税に係る徴収金を滞納している者。
- シ 本事業について、山梨県がアドバイザー業務を委託する企業及びその協力企業（以下「アドバイザー企業」という。）である者。
- ス アドバイザー企業と資本関係若しくは人的関係において次に掲げる条件のいずれかに該当する者。
(ア)親会社と子会社の関係にある場合。
(イ)代表権を有する役員が、アドバイザー企業の代表権を有する役員を兼ねている場合。
- セ 「山梨県防災新館整備等PFI事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員との資本関係若しくは人的関係において次に掲げる(ア)から(イ)のいずれかに該当する者。
(ア)委員が発行済み株式の50%を超える株式を所有している。
(イ)委員が出資の総額の50%を超える出資をしている。
(ウ)委員の所属する企業と、親会社と子会社の関係にある。

(I)委員が役員又は従業員となっている。

(4) 資格確認申請書等の受付日以降の取り扱い

参加資格を有すると認められた応募者の構成員又は協力企業が、資格確認申請書等の受付日以降に参加資格要件を欠くこととなった場合の対応は、次のとおりとする。

- ア 資格確認申請書等の受付日から落札者選定日までの間に、応募者の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。
- イ 落札者選定日から事業契約の締結日までの間に、応募者の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、山梨県は仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことがある。これにより仮契約を締結せず、又は仮契約を解除しても、山梨県は一切責を負わない。この場合において、山梨県がやむを得ないと認めた場合は、山梨県の承認を条件として応募者の構成員又は協力企業の変更及び追加ができるものとする。

3 審査及び選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

山梨県は、応募者の提案に対する評価の客観性を確保するため、学識経験者等で構成する「審査委員会」にて審査を行うものとし、審査委員会の構成員及び審査委員会で定める落札者選定基準は入札説明書と併せて公表する。

審査委員会において、提案内容を定性的事項と定量的事項について総合的に審査を行い、その結果に基づき山梨県が落札者を選定する。

なお、民間事業者の募集、審査及び落札者の選定の過程において応募者が無い、あるいはいずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でない判断された場合には、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(2) 審査の内容

審査委員会においては、価格のほか、設計、建設、維持管理等の提案内容及び山梨県の要求水準との整合性並びに資金調達及びリスク分担を含む事業計画の妥当性、確実性等の各面から提案内容について、総合的に審査を行う予定であり、具体的な落札者選定基準については、入札説明書と併せて公表する。

(3) 審査手順に関する事項

審査は次の手順で行うものとする。

ア 入札公告

山梨県は、民間事業者の選定等を行うにあたり、入札公告後山梨県のホームページへの掲載等により公表する。

イ 質問受付、公表

山梨県は、入札説明書等の内容に関する質問を受け付け、それに対する回答を公表する。

ウ 資格審査

入札に参加しようとする民間事業者は、入札説明書の定めるところにより、参加表明書及び資格審査に必要な資料を提出し、応募者の構成員及び協力企業の備えるべき参加資格要件について審査を受ける。

エ 資格審査結果の通知及び公表

山梨県は、資格審査資料を提出した応募者を対象に入札参加資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知するとともに、山梨県のホームページへの掲載等により公表する。

オ 提案審査

入札参加資格があると認められた応募者は、入札説明書の定めるところにより、本事業を実施するための事業提案書を提出する。

山梨県は、事業提案書を提出した応募者を対象に、事業計画及び入札価格を総合的に評価し、本事業の実施を委ねる民間事業者を選定する。

(ア)基礎審査（基準の確認）

基礎審査においては、下記項目に基づき、応募者の提案内容が山梨県の要求する最低限の要件をすべて満たしていることを確認する。

- a 防災新館の整備、維持管理・運営事業内容の確認
- b 事業シミュレーション内容の確認
- c 事業遂行能力の確認

(イ)実質審査

実質審査においては、下記項目について評価し、得点化する。

- a 事業の実施体制・安定性に関する事項
- b 防災新館整備業務に関する事項
- c 防災新館維持管理業務に関する事項
- d 防災新館運営業務に関する事項（県民利用・商業施設の県産品PR・販売施設（まるごとやまなし館）及びオープンカフェの運営に関する事項を含む。）
- e 地元経済への配慮に関する事項
- f 提案価格に関する事項

(ウ)ヒアリング

山梨県は、必要に応じて事業提案書の内容についてヒアリングを行う。

カ 提案審査結果の公表

山梨県は、事業計画及び入札価格を総合的に評価した結果を、事業提案書を提出した各応募者に通知するとともに、山梨県のホームページへの掲載等により公表する。

(4) 選定・契約の手順及びスケジュール（予定）

本事業における民間事業者の募集・選定・契約のスケジュール(予定)は、次のとおりである。

日 程	内 容
平成21年8月	特定事業の選定・公表
10月	入札公告及び入札説明書等の公表
10月	入札説明書等に関する質問の受付・締切
12月	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
平成22年1月	参加表明書、資格確認申請書の受付・締切 資格確認結果の通知
3月	事業提案書の受付・締切
7月	落札者の選定
7月	基本協定締結
8月	仮契約締結
10月	本契約締結

4 提出書類の取り扱い

(1) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他山梨県が必要と認める時には、山梨県は提案書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案書類については、民間事業者の選定以外には使用しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

(3) 資料の公開

山梨県は、事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者から提出された提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

第3 事業者等の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任をもって遂行するものである。

したがって、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとし、山梨県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、山梨県が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

山梨県と事業者の責任分担は、原則として添付資料1に示すリスク分担表（案）によることとする。ただし、当該リスク分担を変更する合理的かつ明確な理由があった場合には、必要に応じてリスク分担の変更等を行うことがある。具体的内容については、実施方針に対する

質問等の結果を踏まえて、入札説明書等の公表時において明らかにする。なお、最終的なリスク分担については、事業契約書において明確にする。

(3) 保険

事業者は、保険により費用化できるリスクについては合理的な範囲で付保するものとする。

(4) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

山梨県及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額を負担することとする。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、山梨県と事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法については、リスク分担表(案)によるほか、詳細を入札公告時に事業契約書(案)において示す。

なお、山梨県及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準(以下「要求水準」という。)については、実施方針公表時に要求水準書(案)として公表する。さらに、入札公告時に入札説明書に添付する要求水準書において最終的な要求水準を示す。

3 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行するものとする。なお、事業契約締結にあたっては、契約の履行を確保するために、次のアからウのいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。

- ア 契約保証金の納付
- イ 契約保証金に代わる有価証券等の担保の提供
- ウ 履行保証保険付保等による保証措置

4 山梨県による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

山梨県は、事業者による要求水準の適正かつ確実な遂行を担保するため、達成状況等につ

いてモニタリングを実施する。

なお、モニタリングの具体的な方法については、入札説明書と併せて公表する。

(2) モニタリングの時期

モニタリングの時期は概ね次のとおりとする。

ア 基本設計・実施設計時

山梨県は、基本設計及び実施設計完了時等に、事業者から提出された図書について事業契約書等に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

イ 解体撤去時

山梨県は、事業者が行う第二南別館地下部、県民情報プラザ地下部の解体撤去業務が、事業契約書等に定められた水準を満たしているか否かについて適宜確認を行う。

ウ 工事施工時

山梨県は、事業者が行う工事施工、工事監理の状況について適宜確認を行う。この際、事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を置き、工事監理を行い、工事施工、工事監理の状況について山梨県に報告する。

エ 工事完成・施設引渡し時

山梨県は、施工状態が事業契約書等に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。この際、事業者は、施工記録を用意する。確認の結果、事業契約書（案）において定められた水準を満たしていない場合には、山梨県は補修又は改造を求めることができる。

オ 施設供用開始後

山梨県は、施設の維持管理及び運営が事業契約書等に定められた水準を満たしているか否かについて、定期的に業務の実施状況を確認する。

カ 財務の状況に関するモニタリング

事業者は、毎年度、公認会計士による監査を経た財務の状況について、山梨県に報告するものとする。

キ 事業終了時

山梨県は、事業終了時において、施設の性能が事業契約書等に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。確認の結果、事業契約書において定められた水準を満たしていない場合には、山梨県は事業者に補修を求めることができる。

(3) モニタリングの費用の負担

山梨県が実施するモニタリングにかかる費用のうち、山梨県に生じる費用は、山梨県の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

(4) 事業者等に対する改善勧告

モニタリングの結果、要求水準が達成されていない場合、山梨県は事業者に対するサービス購入料の支払額の減額を含めた改善要求措置等を行う。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 防災新館の立地に関する事項

所在地	山梨県甲府市丸の内1丁目6-1(県庁全体の主たる住居表示) 山梨県甲府市丸の内1丁目8-5(防災新館建設位置:現・県民情報プラザの住居表示)
敷地面積	約27,375.77㎡(防災新館の仮想敷地面積 約4,720㎡)
用途地域	商業地域
容積/建ぺい率	600%/80%
日影規制	なし
その他	地域地区:防火地域

2 土地に関する事項

山梨県は、事業契約の締結日から防災新館の所有権移転が完了するまでの間、建築計画用地をPFI法第12条第2項の規定により事業者は無償で貸し付ける。

3 防災新館に関する事項

防災新館の概要は、次のとおりである。なお、詳細については入札説明書に添付する要求水準

書によるものとする。

(1) 規模

地上11階、地下2階、延べ面積28,500m²を想定。

(2) 配置機関

ア 警察本部

鉄道警察隊、航空隊、運転免許課、高速道路交通警察隊、交通機動隊、機動隊、警察学校、鑑識課、科学捜査研究所を除く全組織を集約する。

イ 災害対策本部関連

消防防災課、治水課、砂防課を一体的に配置するとともに、災害対策本部に必要な諸室を配置する。

ウ 教育委員会

教育委員会の全課室を集約配置する。

(3) 県民利用・商業施設(1階)

現在、甲府市の中心市街地の活性化は喫緊の課題となっており、県内外から多くの方々が訪れる甲府駅と甲府市中心街との間に位置する本施設の整備にあたっては、にぎわいの創出に十分な配慮をすることが求められている。

このため、本施設の1階は、県内外から多くの県民や観光客に訪れていただけるよう、商業的な施設や情報発信施設を効果的に配置することにより、山梨県が世界に誇る地場産品や観光資源等のやまなしブランドを広く情報発信し、活気やにぎわいを創出する場とする。

県民利用・商業施設は、県庁舎敷地のオープン化や周辺地域との連携に配慮しながら、県民や観光客に、山梨県の魅力を効果的にアピールし、山梨県の新たな交流拠点施設として周知されることを期待するものである。

整備のイメージは次のとおりであるが、各施設の内容、配置、運営主体等は、現時点の想定である。

ア ジュエリーミュージアム

山梨県の宝飾業の歴史や宝飾品等の紹介を行う。なお、運営主体は、県内の宝飾業界団体等を想定している。

イ 総合観光物産案内センター

観光案内、観光コンシェルジュ機能の提供、観光ガイド、通訳ボランティアの紹介等を行う。なお、運営主体は、やまなし観光推進機構を想定している。

ウ 県産品PR・販売施設（まるごとやまなし館）

ワイン、宝飾品等の県産品、旅行記念品等山梨県に関連する商品の販売を行う。事業者は当該施設の出店事業者及び運営方法を自ら提案し、独立採算にて運営する。

なお、開業後3年間は用途変更等を行わないこととし、開業後4年目以降、用途変更、事業形態又は事業主体を変更する場合は、予め県と協議を行う。

エ オープンカフェ

山梨県の特産品の提供や利用者の利便性向上を目的とし、オープンカフェを配置する。事業者は当該施設の出店事業者及び運営方法を自ら提案し、独立採算にて運営する。

なお、開業後3年間は用途変更等を行わないこととし、開業後4年目以降、用途変更、事業形態又は事業主体を変更する場合は、予め県と協議を行う。

オ イベント広場（オープンスクエア）

市町村、JA、各種団体、民間会社等にスペースを貸し出し、イベント、キャンペーン等を実施し、活気やにぎわいを創出する。管理運営は事業者が行うこととし、運営費については山梨県から事業者 서비스에サービス対価として支払うこととする。

	ア ジュエリー ミュージアム	イ 総合観光物産 案内センター	ウ 県産品PR・ 販売施設（ま るごとやまな し館）	エ オープン カフェ	オ イベント広場 （オープン スクエア）
運営主体	県で決定した 団体等	やまなし観光 推進機構	事業者	事業者	事業者
想定規模	約 400 m ²	約 400 m ²	県産品PR・販売施設とオープンカフェ 合計で約 200 m ²		約 500 m ²
営業日、 営業時間 （現時点 の想定）	年中無休 9時00分～ 19時00分	年中無休 9時00分～ 17時00分	年中無休 21時00分までと し、開始時間は県 と協議する。	年中無休 21時00分までと し、開始時間は県 と協議する。	年間稼働日数 約 200 日（予定）

（4）駐車場（防災新館地下1～2階）

ア 利用対象者

- ・地下1階駐車場は、来庁者（県民利用・商業施設来訪者含む）及び来庁目的以外の利用者が利用できるものとする。

- ・地下2階駐車場は、職員（公用車）専用とする。

イ 運営時間

- ・地下1階駐車場は、平日 8:00～21:00、土日祝日 9:00～21:00。
- ・地下2階駐車場は、年中 24 時間。

(5) その他付帯施設

- ・屋上ヘリポート
- ・防災無線鉄塔

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、山梨県と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的な措置に従う。

また、本事業に関する紛争については甲府地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに山梨県又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了するものとする。

なお、本事業の一部のみの継続が困難となった場合は、当該部分の契約のみを解除することができるものとする。

(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者が提供するサービスが事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、山梨県は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善・復旧計画の提出及び実施を求めることができるものとする。また、事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、山梨県は事業契約を解除できるものとする。

- イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難であると合理的に考えられる場合は、山梨県は事業契約を解除できるものとする。
- ウ 上記ア又はイの規定により山梨県が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、山梨県は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 山梨県の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 山梨県の帰責事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できるものとする。
- イ 上記アの規定により事業者が事業契約を解除した場合は、山梨県は事業契約の定めるところにより、事業者に生じた増加費用を負担する。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 山梨県又は事業者のいずれの責めにも帰さない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、山梨県と事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行うものとする。
- イ 一定の期間内に上記アの協議が調わないときは、山梨県が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、山梨県は、事前に事業者に通知することにより、事業契約を解除できるものとする。
- ウ 事業契約を解除する場合の措置については、事業契約書の定めに従うものとする。
- エ 不可抗力の定義については、事業契約書の定めるところによるものとする。

3 融資機関又は融資団と山梨県との協議

山梨県は、事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者に本事業に関する資金を供給する融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していないが、今後、法制又は税制の改正により措置が可能となる場合、山梨県は当該措置の適用以降の事

業契約上の措置について検討する。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、山梨県はこれらの支援を事業者が受けることができるように努めるものとする。

3 その他の措置及び支援に関する事項

山梨県は、事業者が事業を実施するに当たり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力するものとする。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、山梨県及び事業者で協議することとする。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、山梨県総務部管財課のホームページ等を通じて適宜行う。

2 応募に伴う費用分担

応募者の応募にかかる費用については、すべて応募者の負担とする。

3 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

4 本事業に関する山梨県の担当部署

山梨県総務部管財課庁舎整備担当

TEL 055-237-1111（代表） 内線（2269、2270）

055-223-1326（直通）

FAX 055-223-1379

電子メールアドレス：kanzai@pref.yamanashi.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.pref.yamanashi.jp/kanzai/index.html>

5 本事業に関するアドバイザー企業

アドバイザー：株式会社 日本経済研究所
財団法人 日本経済研究所

協力会社：株式会社 久米設計
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

添付資料 1 リスク分担表（案）

は一部負担

段階	リスクの種類	番号	概要	負担者	
				県	事業者
共通	入札手続	1	入札説明書の誤り、入札手続の誤り		
	法令変更	2	当該事業に直接関係する法令の新設・変更等		
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		
	税制変更	4	消費税制度の変更		
		5	上記以外の税制度の新設・変更等		
	許認可取得遅延	6	県の帰責事由による許認可の取得遅延		
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等		
		9	事業者が行う調査、建設、維持管理、事業者の提案内容に関する訴訟・苦情等		
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出等）		
	第三者への賠償	11	県の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		
	事業の内容の変更等	13	県の政策変更等により、事業の内容が変更される場合		
	金利変動	14	基準金利確定の日までの金利変動による資金調達コストの増加		
		15	基準金利確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加		
	物価変動	16	施設供用開始前のインフレ・デフレ		
		17	施設供用開始後のインフレ・デフレ		
	資金調達	18	事業に必要な資金の確保に係る費用		
	事業の中止・延期	19	県の帰責事由により事業を中止・延期した場合		
		20	事業者の帰責事由により事業を中止・延期した場合		

段階	リスクの種類	番号	概要	負担者	
				県	事業者
共通	構成員・協力企業の能力不足	21	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		
	不可抗力	22	不可抗力による損害		
契約前	入札費用	23	本事業への入札にかかる費用		
	契約の未締結・遅延	24	落札者の帰責事由による契約締結遅延等		
		25	議会の承認が得られない		
		26	上記以外の事由による契約締結遅延等		
調査・設計	測量・調査の誤り	27	県が実施した測量、調査に関するもの		
		28	事業者が実施した測量、調査に関するもの		
	計画・設計・仕様変更	29	県の帰責事由により変更する場合		
		30	事業者の帰責事由により変更する場合		
	調査費・設計費等の増大	31	県の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		
		32	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		
	工法の欠陥	33	技術、工法等の欠陥による被害		
	設計の完了遅延	34	県の帰責事由により遅延した場合の損害		
		35	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		
	建設	用地の瑕疵	36	本施設建設予定地の土壌汚染等に関するもの	
37			埋蔵文化財等の地下埋設物の処理に関するもの		
地質・地盤		38	県が実施した地質・地盤調査に関するもの		
		39	上記以外の地質・地盤調査に関するもの		
環境汚染物質リスク		40	解体に伴う、想定外の環境汚染物質の発見・処理に関するもの		
工事遅延		41	県の帰責事由によるもの		

段階	リスクの種類	番号	概要	負担者	
				県	事業者
建設	工事遅延	42	事業者の帰責事由によるもの		
	工事費増大	43	県の帰責事由によるもの		
		44	事業者の帰責事由によるもの		
	要求水準の未達	45	本施設完成後、県の調査で要求水準に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		
	施設損害	46	工事材料、建設機械、引渡し前の工事目的物に生じた損害		
	第三者損傷リスク	47	第三者の過失等により生じた施設損傷による損害		
	工事監理の不備	48	工事監理の不備により工事内容、工期等に不具合が発生した場合		
維持管理・運営	供用開始の遅延	49	県の帰責事由によるもの		
		50	事業者の帰責事由によるもの		
	事業内容の変更	51	県の帰責事由による事業内容の変更		
	支払遅延・不能	52	県の帰責事由によるサービス対価支払の遅延・不能		
	要求水準未達	53	事業者の行う維持管理運営業務の内容が事業契約書に定める水準に達しない場合		
	維持管理・運営費の増大	54	県の帰責事由によるもの		
		55	事業者の帰責事由によるもの		
	施設等の損傷	56	県の帰責事由によるもの		
		57	事業者の帰責事由によるもの		
		58	第三者（来庁者等）の過失等により生じた施設損傷による損害		
	施設瑕疵	59	瑕疵担保期間内		
		60	瑕疵担保期間終了後		
	技術革新	61	設備等における技術革新による技術の陳腐化		
	需要変動	62	独立採算施設に関する需要変動		

段階	リスクの種類	番号	概要	負担者	
				県	事業者
移管	要求水準確保	63	事業終了時の施設の要求水準確保に関するもの		
	移管手続	64	事業の終了手続に係る諸費用に関するもの及び事業会社の清算手続に伴うもの		

負担者の欄で山梨県、事業者双方に 、 が記載されている場合は、 の負担者が主としてリスクを負担するが、 の負担者においても、一定の負担が求められる。詳細は事業契約書（案）による。